

1 募集要項に対する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答の内容
1	14	第3章	3		提案書類等	「提出書類等の提出の際は、以下の書類を提出すること。」とあり、提出書類の表が記載されていますが、「応募書類提出届」「要求水準に関する確認書」の各様式については「技術提案書」とまとめて綴じずに提出すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	14	第3章	3		提案書類等	「要求水準に関する確認書」（様式第11号、様式第11号（別紙1））の作成方法（綴じ方、用紙サイズ等）をご教示願います。	用紙サイズ等は様式の書式のとおりとします。綴じ方等はp16「第4章 4 技術提案書」に記載のとおりです。
3	18	第5章	1	(5)	保険	貴組合が加入する（社）全国市有物件災害共済会の「建物総合損害共済保険」の保険対象をご教示願います。	別途配布する資料のとおりとします。
4	25			別表3	リスク分担表 第三者賠償	運営時において、事業者の勤務時間及び管理範囲以外における来場者や侵入者が及ぼす本施設への損害において、事業者の責に依らない場合は、第三者賠償保険対象外と解釈してよろしいですか。	運営事業者が善良な管理者としての注意義務を怠っていないと判断される場合には、お見込みのとおりです。
5	25			別表3	リスク分担表 不可抗力	不可抗力の定義及び費用分担は、事業契約書の記載内容によると理解してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
6	25			別表3	リスク分担表 し尿等量変動	受入廃棄物の『量』の変動リスクについて、著しい処理量の変動による費用上昇分の負担については、ご協議頂けると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	25			別表3	リスク分担表 性状変動	受入廃棄物の『性状』の変動リスクについて、著しいし尿等の性状の変動による費用上昇分の負担については、ご協議頂けると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	26			別表3	リスク分担表 要求水準書未達	運営事業者の負担するリスクとして「要求水準の未達（施工不良を含む。）」とありますが、施工不良とは本事業において実施する補修・更新における施工不良のみであり、仮に事業期間において本施設の潜在的な施工不良が明らかになり、維持補修のための追加費用が発生した場合は、組合にてご負担して頂けると理解してよろしいでしょうか。	契約不適合の期間外の場合には、お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答の内容
1	6	第1章	第3節	1.3.9	保険への加入	加入する保険の種別等については、組合様と協議の上決定することになっていますが、募集要項に記載がある第三者賠償保険以外に必要な保険はございますか。	事業契約書案別紙5を参照ください。
2	6	第1章	第3節	1.3.11	基本性能	要求水準書に示す基本性能とは、「本施設がその設備によって備え持つ施設としての機能、能力及び効率であり、「実施設計図書」及び「引渡性能試験報告書」ほか「閲覧に供する参考資料で示される竣工関連図書」において保証される内容である」とありますが、運営事業者が遵守する基本性能とは、事業契約締結時点の設備の機能、能力及び効率であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	6	第1章	第3節	1.3.11	基本性能	本事業において維持すべき基本性能とは、事業契約締結時点で確認できる設備能力であり、施設全体としての機能、能力及び効率で満足するものであり、「要求水準書 16頁 3.1.8 運転条件」で搬入される処理対象物を本施設で適正に処理し、「要求水準書 6頁 1.3.13 公害防止基準」を遵守することという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	7	第1章	第3節	1.3.13	(3)悪臭基準 ①ア	敷地境界線は、「添付 ごみ・し尿の管理区分(予定)」に記載の「し尿の管理区分」の周囲と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	9	第1章	第3節	1.3.14	用役条件 (1)③電話	(1)③電話について、「運営事業者用回線は、必要分を運営事業者自ら電話会社から新規に調達する。」とありますが、運営開始時に運営事業者名義の電話回線を契約し、運営終了時は同回線を残置して契約のみ解約するものと解釈してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
6	10	第1章	第3節	1.3.16	車両・重機等	必要な車両及び重機の手配について、リースおよび委託どちらでも可であると理解してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	10	第1章	第3節	1.3.18	事業終了時の取扱い	事業終了時に求められる状態として「a)本施設の基本性能を満たしている。」とありますが、この「基本性能」とは、上述した質問No.2、No.3の内容を遵守することという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	10	第1章	第3節	1.3.18	事業終了時の取扱い	事業終了時に求められる状態として「b)建物の主要構造部、仕上げ、設備機器等に、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。」とありますが、運営事業者が適切な維持管理を実施していたにも関わらず発生した破損・汚損や、経年劣化による破損・汚損等については本事業から除外されるものと理解してよろしいでしょうか。	事業者の責によらないと判断される場合には、お見込みのとおりです。

9	10	第1章	第3節	1.3.18	事業終了時の取扱い	事業期間終了後の運転について、運営事業者に瑕疵は無いものと考えてよいでしょうか。	事業期間終了後の運転に支障が出た場合において、事業期間における事業者の瑕疵が原因でない場合には、お見込みのとおりです。
10	10	第1章	第3節	1.3.18	事業終了時の取扱い	事業終了時において、本施設の経年劣化、構内道路全周の再舗装については対象外と考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
11	12	第2章	第2節	表7	主な資格とその業務	電気主任技術者(外部委託可)は、非常駐または委託としてよろしいでしょうか。	可とします。
12	14	第2章	第8節		施設保安体制の整備(2)	夜間、休日等の警備のため、機械警備を設置してもよろしいでしょうか。	可とします。
13	14	第2章	第8節		施設保安体制の整備(3)	夜間、休日等も来訪者の対応のために、運営事業者が常駐する必要がありますか。	常駐の必要はありませんが、あらかじめ来訪者の予定がある場合には、事業者による来訪者対応をお願いします。
14	16	第3章	第1節	3.1.10	最終処分場への搬出	「本施設から排出される沈砂、焼却残渣等」は一般廃棄物と認識しておりますが、運営事業者が車両を調達し、運転員が車両を用いて貴組合が指定する最終処分場へ運搬する場合は、運営事業者の一般廃棄物運搬業の許可は不要と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	16	第3章	第1節	3.1.10	最終処分場への搬出	「本施設から排出される沈砂、焼却残渣等」は一般廃棄物であり、貴組合が指定する最終処分場へ運搬するにあたり、運営事業者が運搬業務を運搬業者に委託する場合は、環境省通知(平成28年3月30日付け環廃対発第16033010号)に基づき、貴組合、運営事業者及び当該運搬業者との間で三者契約を締結すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	16	第3章	第1節	3.1.10	最終処分場への搬出	汚泥およびし渣、沈砂を場外搬出する運搬車両を北部ごみ処理センター等長期包括運営事業の事業者と共用することは、事業者双方が協議して合意すれば、共用可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	17	第3章	第1節	3.1.11 表11	性状分析等	表11 測定項目及び頻度 「騒音・振動」測定について、測定点の指定はありますか。	現在本施設を運転管理している事業者と同様の測定点で対応してください。
18	18	第4章	第1節	4.1.4	施設の基本性能の維持	「運営事業者は、本施設の設備・機器等を適切に管理し、本施設の基本性能を事業期間にわたり維持すること。」とありますが、この「基本性能」とは上述した質問No.2、No.3の内容を遵守することという理解でよろしいでしょうか。 また、運営事業者が基本性能を維持するための適切な維持管理を実施していたにもかかわらず、突発的な不具合、機器の故障等が発生した場合、それに対処するための費用は組合様にて別途ご負担頂けるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、費用分担については事業契約書案別紙4を参照ください。

19	18	第4章		4.1.5	表12 点検項目（参 考）	「樹木・植栽等の保全」について、保全対象の植栽のエリア、植栽種類及び数量をご教授ください。	保全対象の植栽のエリアは要求水準書添付資料「ごみ・し尿の管理区分（予定）」に示す通りとなります。 植栽種類及び数量については現時点における正確な数量は把握していないため、現況対応とします。
20	20	第4章	第1節	4.1.9	補修計画の作成	「組合は令和13年度から令和14年度～にかけて、本施設において基幹的設備改良工事を実施する予定としている。そのため当該年度における本施設の機器補修はその工事において実施することから、令和12年度に更新する補修計画は、その旨留意した計画とすること。」とありますが、想定されている基幹的設備改良工事の内容をご教示願います。 仮に運営事業者で基幹的設備改良工事の内容を想定して補修計画を作成する必要がある場合、本事業の提案書提出時の補修計画を基準とし、今後組合様にてご計画される基幹的設備改良工事の内容によって、本事業において追加で補修する設備等が発生した場合は、該当する増加費用分を契約金額変更するなどして、組合様にてご負担頂けると理解してよろしいでしょうか。	現時点で基幹的設備改良工事の詳細な範囲は設定していません。契約変更についてはお見込みのとおりです。
21	20	第4章	第1節	4.1.9	補修計画の作成	基幹的設備改良工事期間である令和13年度から令和14年度は、本事業において補修は実施しないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	20	第4章	第1節	4.1.9	補修計画の作成	水槽防食塗装工事は、本事業の範囲外という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	20	第4章	第1節	4.1.9	補修計画の作成	汚泥乾燥焼却設備の補修計画は、基幹的設備改良工事の実施予定である令和13年度に停止する前提で計画を策定すると理解してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

24	20	第4章	第1節	4.1.10	補修の実施	<p>「運営事業者は、点検・検査結果に基づき、施設の基本性能を維持するために、補修を行うこと。なお、～令和13年度から令和14年度～の補修は、基幹的設備改良工事において実施する予定としているため、本事業の所掌には含まないこととする。」とあり、4.1.9には「令和13年度から令和14年度～における本施設の補修計画はその工事において実施する」とあるため、令和13年度から令和14年度には、本事業において補修は実施しないと推察されます。</p> <p>この時、本施設の補修を要する一切の業務が、本事業の所掌には含まれないと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>また、この工事期間において、基幹的設備改良工事の工事範囲に含まれない機器等に補修等が必要となった時、運営事業者の責任によるものでない限りは、運営事業者がその補修費用等を負担する必要はないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>基幹的設備改良事業の対象となる設備・機器についてはお見込みのとおりです。対象外の設備・機器については本事業の所掌となります。</p>
25	21	第4章	第1節	4.1.10	補修の実施	<p>運営事業者が行うべき補修の範囲として表14 補修の概要（参考）が示されており、「緊急事後保全（突発修理）/設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。/突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理」とありますが、本施設は竣工より10年以上経過しており、既に劣化が見られる機器等があると想定されることから、運営事業者が提案する補修計画に基づき、適切に維持管理を実施していたにも関わらず不具合等が発生し、運転が困難な状況になった場合、それに対応するための補修・機器更新が伴うような改善・改造工事、大規模補修工事は本事業の業務範囲外と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>記載の業務は本事業の業務範囲内となります。なお、費用分担については事業契約書案別紙4を参照ください。</p>
26	22	第4章	第1節	4.1.12	更新計画の作成	<p>工業計器類の更新についても、適切な点検を行いつつ故障時は速やかに復元する事後保全での対応とするため、更新計画から除外させていただけないでしょうか。</p>	<p>更新計画からは除外して構いません。なお、事後保全とした場合、故障時の費用分担については事業契約書案別紙4を参照ください。</p>
27	22	第4章	第1節	4.1.12	更新計画の作成	<p>「令和13年度から令和14年度～にかけて、本施設において基幹的設備改良工事を実施する予定としている。そのため、当該年度における本施設の機器更新はその工事において実施する」とありますが、令和13年度～令和14年度の期間は本事業において機器の更新は実施しないものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

28	22	第4章	第1節	4. 1. 12	更新計画の作成	「運営事業者が計画すべき更新計画の範囲は、点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための機器更新である。」とありますが、竣工から13年が経過している施設であるため、運営期間中の毎年の点検・検査結果によっては、事業開始時点では想定していなかった機器の更新が必要になることが想定されます。「運営事業者が計画すべき更新計画の範囲」は、運営開始前までに運営事業者が更新計画を組合に提出し、組合の承諾を得た更新計画に記載された更新対象機器とさせていただけないでしょうか。	更新対象機器についてはお見込みのとおりで構いません。なお、更新対象以外の機器を更新する際の費用分担については事業契約書案別紙4を参照ください。
29	22	第4章	第1節	4. 1. 12	更新計画の作成	「運営事業者が計画すべき更新計画の範囲は、点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための機器更新である。」とありますが、基本性能を維持するために運営事業者が作成し、組合の承諾を得た更新計画に則り、適切な維持管理を実施していたにも関わらず、発生した不具合等により、更新計画で予定されていなかった機器の更新が必要になった場合は、機器の更新に要する費用については、組合様にてご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	運営事業者が善良な管理者としての注意義務を怠っていないと判断される場合には、お見込みのとおりです。
30	22	第4章	第1節	4. 1. 12	改良保全	「改良保全」は、運営事業終了時の復旧対象外と解釈してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
31	22	第4章	第1節	4. 1. 15	清掃	共用部とは管理棟と(し尿)処理棟を接続する渡り廊下を示し、し尿管理区分内の渡り廊下の床や内窓を清掃するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	22	第4章	第1節	4. 1. 15	清掃	日常清掃、定期清掃など、清掃の頻度にご指定はありますか。	指定はありません。
33	23	第4章	第1節	4. 1. 18	施設見学者等への対応	見学を希望する個人や団体への募集や広報は、組合様にて実施する理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	7-8	第1章	第3節	1. 3. 13 (3)	悪臭基準	イ 排出口における規制基準(2号規制)について、 p. 8の表に、悪臭防止法2号規制の対象となる「特定悪臭13物質」以外の物質の記載があります。 現地見学会にて現包括運営の測定結果を確認したところ、現包括運営においての測定項目、基準は下表のとおりです。 項目、基準は、現包括運営と同様としてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。

35	17	第3章	第1節	3.1.11	性状分析等	<p>環境測定の商品について、現地見学会にて現包括運営の測定結果を確認したところ、今回の要求水準書では以下項目が追加となっていますが、現包括運営に準じた測定項目としてよろしいでしょうか。</p> <p>①除渣し尿、除渣浄化槽汚泥のCOD, NH₄-N, PO₄-P ②農集排汚泥のNH₄-N, PO₄-P ③脱水汚泥の含水率 ④乾燥汚泥の含水率 ⑤焼却灰の熱灼減量</p>	要求水準書に記載のとおりとします。
36	17	第3章	第1節	3.1.11	性状分析等	<p>“表11 測定項目と頻度”の表中に記載の【処理工程別水質】について、現地見学会にて現包括運営の測定結果を確認したところ、第三者機関による測定は行っておらず、自主分析によって各工程の性能確認を行っていました。 現包括運営と同様としてよろしいでしょうか。</p>	要求水準書に記載のとおりとします。
37	30	第9章		9.1.1	人事管理業務 (1)	<p>既設の運転員全員がそのまま引継ぐ場合、運転教育計画は不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	人員に変更がない場合には、お見込みのとおりです。

3 優先交渉権者選定基準に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答の内容
1	7	第4章			表4-1	「全体及び施設別の組織体制として必要かつ十分な人員配置、各施設で連携した効率的な人員配置となっているか。」とありますが、「全体の組織体制として必要かつ十分な人員配置、効率的な人員配置となっているか。」という理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
2	7	第4章			表4-1	「各施設一体として安定的かつ効率的に物品の調達ができる体制となっているか。」とありますが、「安定的かつ効率的に物品の調達ができる体制となっているか。」という理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答の内容
1	第12号	(別紙1)				10年間の総額	本欄に記入する金額は、準備期間に要する金額も含めた「10年3カ月間」の金額を記入するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	第12号	(別紙2)				③大曲 仙北広 城市町 村圏組 合の事 業者へ の支払 額(=① +②)	令和5年度～令和14年度には、事業契約書(案)30頁 別紙3 (1)本施設に係る運営・維持管理業務委託料等の算定方法にある表に則って算出される金額を記入し、準備期間である令和4年度には当該年度に実際に発生する金額を記入するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	第12号	(参考資料1)					SPCを設立しない場合、本様式には設立しない旨を記載し、金額の記入は不要と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	第12号	(参考資料2-2)				費用 (年平均) (単位:円 /年) 10年間の 総額 (単位: 円)	「10年間の総額」および「費用(年平均)」の欄に記入する金額は、準備期間に要する金額は除いた「事業期間 令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間」の費用と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	第12号	(参考資料2-3)				合計	本様式のコличествоは、様式第12号(別紙2) 固定費iiiおよび様式第13号-6の表1と一致するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	第13号-2	1. SPC(設立する場合)					本欄にはSPCに所属する人員のみを記入し、それ以外の人員は「2. 北部し尿処理センター運転管理人員」の欄に記入すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

7	第13号-3	運転管理業務				記載要項	様式枠内に「1 搬入管理に関する提案について、～(1枚以内)」 「2 運転計画及び運転管理(北部し尿処理センター)に関する提案について～(4枚以内)」とありますが、様式枠外には「制限枚数：A4版・縦 7ページ以内(別紙含めず。)」とあります。本様式の規定ページ数はいずれの枚数になるのでしょうか。	「制限枚数：A4版・縦5ページ以内(別紙含めず。)」とします。
8	第13号-4	施設保全業務				記載要項	様式枠内に「調達計画に関する提案について、～(1枚以内)」 「2 点検・補修計画に関する提案について～(1枚以内)」とありますが、様式枠外には「制限枚数：A4版・縦 5ページ以内(別紙含めず。)」とあります。本様式の規定ページ数はいずれの枚数になるのでしょうか。	「制限枚数：A4版・縦2ページ以内(別紙含めず。)」とします。
9	第13号-6					表2	本表は、「設計仕様書に記載している機器のうち、施設性能(放流水質等)の達成に直接必要な機器等のみ計上すること」とあるため、表1の金額とは異なる金額が記入されるものと理解してよろしいでしょうか。	表1の根拠資料となるため、同じ金額を記入ください。
10	第14号-2						SPCを設立しない場合、本様式には設立しない旨を記載し、金額等の記入は不要と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	第14号-5						本様式にて、地元雇用の提案がもとめられておりますが、地元雇用とは組合管内(大仙市、仙北市、美郷町)に在住かつ組合構成市町いずれかの住民票を有する者という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12							本様式にて、地元企業の積極的な活用の提案が求められておりますが、地元企業とは、組合管内に事業所(許認可登録を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けている事業所)等を有し、かつ、入札公告日時点において大仙市、仙北市及び美郷町のいずれかの入札参加資格を有する企業と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	様式14-4	(Excel)				※1	「本事業において想定されるリスクの管理・対応策に関して、各施設毎に表を作成すること。」とありますが、この「各施設」とは北部し尿処理センター以外のいずれの施設を指すのでしょうか。	本事業の対象施設である北部し尿処理センターのみを作成ください。

5 基本協定書(案)に対する質問回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答の内容
1							質問事項なし。

6 事業契約書(案) に対する質問回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答の内容
1	1	1	4	3	総則	昨今の新型コロナウイルス感染症にかかる影響については、「その他の自然災害」として不可抗力に含まれると理解してよろしいでしょうか。	感染症については不可抗力に含みません。
2	2	4	2		運営・維持管理期間中の保証	運営・維持管理期間における保証として契約保証金の記載がありますが、運転維持管理契約書第4条に記載の履行保証保険契約で代替可能という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	3	5	7		住民協定等	貴組合がすでに締結されている住民協定等をご教授ください。	締結している住民協定等はありません。
4	3	5	7		業務遂行	「本業務に関する周辺住民からの苦情等」とは、この契約に基づく受託者の業務に関する苦情等のみを指し、本事業それ自体に係る苦情については、募集要項 別表3「リスク分担表」に記載のとおり、委託者にてご対応いただけると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	7	18			車両・重機等	「運営・維持管理業務の実施に必要な車両・重機等については、受託者が、受託者の責任及び費用負担において、本業務の遂行に支障のないものを用意する。」について、現在使用されている車両等は、本運営事業には引継がれないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	4	9	2		知的財産権	「委託者は、受託者が委託者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権は、委託者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし」とありますが、この権利及び権限は、本事業の実施に必要な範囲で、と理解してよろしいでしょうか。	事業契約書（案）に記載のとおり、本事業の実施に必要な範囲だけでなく、本事業契約終了後も存続するものと理解してください。
7	4	9	4		知的財産権	「前項の規定による場合において、」とありますが、前項と照らし合わせますとこの規定は削除するのが適切ではないかと思いますが、いかがでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとしてください。なお、契約書内の文言の調整は契約交渉時の対応とします。
9	10	32	1	1, 2	性能未達期間中の処理対象物の処理	「本施設の運転停止、監視強化、処理能力の低下又は基本性能の不足等が生じた場合」とありますが、この「基本性能」とは、事業契約締結時点において現地確認できる、設備の機能、能力及び効率であるとの理解でよろしいでしょうか。また、事業契約締結時点で確認できる施設全体としての機能、能力及び効率でを満足するものであり、「要求水準書 16頁 3.1.8 運転条件」で搬入される処理対象物を本施設で適正に処理し、「要求水準書 6頁 1.3.13 公害防止基準」を遵守することという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

10	13	42			施設保全業務	「受託者は、運営・維持管理期間中、～、その基本性能を維持するものとする。」とありますが、この「基本性能」とは、前述した「基本性能」を遵守することという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	11	34	1		性状	「処理対象物の性状が、要求水準書等に定める性状の範囲内にとどまっている限り・・・」とありますが、要求水準書16頁表10に記載されている計画性状において、「範囲」とはどのように理解すればよろしいでしょうか。	北部し尿処理センターの除さし尿と除さ浄化槽汚泥の水質分析結果を配布します。配布の分析データ程度の性状で搬入されるものと想定してください。
12	14	47	3		本施設の改良保全	「第1項の提案の結果、作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等により運営・維持管理業務委託料を低減できることを委託者又は受託者が明らかにした場合、委託者及び受託者は、当該新技術等の導入及び運営・維持管理業務委託料の減額について協議するものとする。」とありますが、成果の果実については、受託者も享受できるように協議において考慮いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	24	79	2	3	秘密保持	情報の開示者自らが公表する等、情報の開示者の責めに帰すべき事由により公知になった情報については、情報の受領者はもはやその情報を秘密情報として取り扱う必要はないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	30	別紙3	1	—	A①変動費 B②固定費 ii	薬剤費について、薬種毎に変動費と固定費 ii に事業者の提案により振り分けを行ってもよろしいでしょうか。 例えば、搬入量の多寡にかかわらず交換・補充が必要となる脱臭用活性炭・消臭剤等については、固定費 ii に分類することが適切と考えますが、このような根拠が妥当と認められる場合の提案は可能でしょうか。	提案を可とします。
15	30	別紙5	2	—	機械保険	機械保険は施設の所有者が加入する保険だと理解しております。運営事業者の誤操作により機械が故障した場合は、企業総合賠償責任保険の特約にてカバーさせていただきたいと考えております。 機械保険の加入の是非は事業者で選択できると理解してよろしいでしょうか。	現在加入中の保険で対応可能である場合、機械保険に加入しなくても構いません。ただし、機械保険では対応可能となるケースにおいて、事業者が加入している保険では保険適用外となる場合、全額事業者負担となる旨、留意ください。